

**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の  
一部を改正する省令案等に関するパブリックコメント  
J E M A 提出意見**

○意見提出先：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課

○意見案の公示日 : 2020年 9月 7日 (月)  
意見募集期間 : 2020年 9月 7日 (月) ~ 10月 6日 (火)  
JEMA意見提出日 : 2020年 10月 5日 (月)

**■ 提出意見 ■**

< 該当箇所 >

第13条の2 認定の失効までの期間 (p.5) (注4) への「激甚災害」事由の追加

(注4) 系統連系工事着工申込みの受領後、送配電事業者が指定する連系開始予定日が 系統連系工  
事の事情により遅れが生じた場合には、当該遅延した期間を失効期間に加える。

< 意見 >

失効期間の設定にあたっての基本的な考え方に賛同いたします。

しかしながら、昨今の大規模自然災害の発生状況を鑑み、原則②（運転期限1年後までに系  
統連系着工申込を行った場合）において、系統連系着工申込完了後の失効猶予期間中に、予期  
せぬ大規模災害に被災した案件に対しては、失効措置への配慮が必要と考えます。

大規模災害の対象を国が指定する「激甚災害」の被災地に限定し、かつ、超過分の調達期間  
短縮を前提に、被災してなおも事業化を目指す案件については、送配電事業者の系統連系工事に  
遅れが生じる場合と同様、猶予期間終了時点で認定が失効することがない配慮を要望いたしま  
す。

以上

問い合わせ先：JEMA電力・エネルギー部  
TEL03-3556-5885